

警備業法施行規則等の一部改正について

令和6年6月27日付で警備業法施行規則（以下「施行規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」という。）等が一部改正されました。改正の概要は次のとおりです。

① 機械警備業務に係る専任規定の見直し（施行規則）

これまでは基地局ごとに専任の者を置くこととされていた機械警備業務管理者について、一定の要件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能としました（施行規則第60条）。

具体的には、同一の機械警備業務管理者を置こうとする複数の基地局について、

- ・ 当該基地局に係る警備対象施設の合計数が5,000以下であること。
- ・ 基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が2以上あるときは、当該2以上の公安委員会）からそれぞれの基地局における機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして承認を受けたこと。

のいずれもの条件を満たす場合に限り、兼任が認められることとなります。

② 死亡等の届出に係る届出様式の制定（施行規則）

警備業法第12条第1項及び第2項に規定する死亡等の届出に関する届出様式が定められました（施行規則第25条第1項）。

第1項の届出～認定を受けた者が死亡した場合や、認定を受けた法人が合併により消滅した場合。

第2項の届出～認定を受けた者が認定を取り消されたときや、認定の有効期間が満了した場合。

それぞれ、当該事由が発生した日から、10日以内に届出書を提出しなければなりません。

③ 検定合格証明書における住所欄の廃止（検定規則）

合格証明書の様式から住所欄が削除されました。

改正日以降は、住所変更による書換えの手続きが不要となります。

法改正前の旧様式（住所欄の記載があるもの）は引き続き有効です。

旧様式から新様式への変更を希望される場合には、旧様式の交付先警察署に対し、合格証明書の書換申請が必要となります（この場合でも、申請の添付書類や手数料が必要です）。

問合せ先 北海道警察本部生活安全部保安課警備業係
(代表) 011-251-0110 内線 3135・3136